

平成30年9月21日

○条例

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

小田原市斎場条例の一部を改正する条例

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例

○規則

小田原市手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

小田原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 9 月 21日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第38号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 小田原市手数料条例（平成12年小田原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条中第51号を第54号とし、第40号から第50号までを3号ずつ繰り下げ、第39号を第41号とし、同号の次に次の1号を加える。

(42) 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 160,000円

第9条中第38号を第40号とし、第34号から第37号までを2号ずつ繰り下げ、第33号を第34号とし、同号の次に次の1号を加える。

(35) 建築基準法第68条の3第7項の規定に基づく開発整備促進区で地区整備計画が定められているものの区域内における建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 27,000円

第9条中第32号を第33号とし、第5号から第31号までを1号ずつ繰り下げ、同条第4号中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に、「係る建築の」を「関する制限の適用除外に係る」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 27,000円

第2条 小田原市手数料条例の一部を次のように改正する。

第5条から第8条までの規定中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

第9条第1号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同条中第54号を第59号とし、第53号を第54号とし、同号の次に次の4号を加える。

(55) 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2

以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査 120,000円

(56) 建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に関する認定の申請に対する審査 120,000円

(57) 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途の変更による興行場等としての使用に関する特例の許可の申請に対する審査 120,000円

(58) 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途の変更による特別興行場等としての使用に関する特例の許可の申請に対する審査 160,000円

第9条中第52号を第53号とし、第29号から第51号までを1号ずつ繰り下げ、同条第28号中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同号を同条第29号とし、同条第27号中「第67条の3第5項第2号」を「第67条第5項第2号」に改め、同号を同条第28号とし、同条第26号中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同号を同条第27号とし、同条中第25号を第26号とし、第15号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同条第14号中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同号を同条第15号とし、同条第13号の次に次の1号を加える。

(14) 建築基準法第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査 33,000円

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月21日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市条例第39号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成25年小田原市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の項を削り、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会	小田原市東町一丁目7番7号	平成30年10月1日から平成35年9月30日まで
-----------------------	---------------	--------------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の別表特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の項の規定は、この条例の施行の日前に同項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

小田原市斎場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 9 月 2 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第40号

小田原市斎場条例の一部を改正する条例

小田原市斎場条例（昭和46年小田原市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削る。

第6条を次のように改める。

（使用料）

第6条 前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、使用許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、納期限を別に指定して徴収することができる。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

使用区分		単位	使用料	
			市内居住者等	市外居住者
火葬室	12歳以上の者の死体	1体につき	円 12,000	円 78,000
	12歳未満の者の死体 又は死胎	1体につき	6,000	39,000
	臓器等	1室につき	2,000	13,000
遺体安置室		1室につき	3,000	16,000
待合室（2室以上使用する 場合における2室目以降の ものに限る。）		1室につき	5,000	10,000

備考

- この表において「市内居住者等」とは、住所（死体に係る斎場の使用にあつては、死亡者の死亡時における住所）が小田原市、南足柄市、足柄上郡大井町、松田町、山北町若しくは開成町又は足柄下郡箱根町の区域内にある使用者をいい、「市外居住者」とは、市内居住者等以外の使用者をいう。

- 2 複数の死体の改葬に係る使用料については、火葬室1室分の使用を12歳以上の者の死体1体分の使用とみなしてこの表を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後の斎場の使用（同日前からの遺体安置室の継続使用を除く。）に係る使用料について適用する。

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 9 月 21 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第41号

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例

小田原市建築基準条例（平成15年小田原市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

第22条第2項及び第3項を削る。

第54条第2項中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

第55条中「第85条第5項」の次に「又は第6項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

小田原市手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年 9 月 2 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第54号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

小田原市手数料条例の一部を改正する条例（平成30年小田原市条例第38号）附則
ただし書に規定する規定の施行期日は、平成30年9月25日とする。

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年 9 月 2 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第55号

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例（平成30年小田原市条例第41号）の施行期日は、平成30年9月25日とする。